

● 第二次の革命

滬上小言

あるべきか

今世間の人々より第三次の革命あるべきかとの質問に接する事多し、我等は之を否定する能はず、又た肯定する能はず、然れども目下の形勢に見て我等は只今何等かの變亂あるを豫想し能はざるのみ、

道聽途說氏は曰はく日本に亡命せし支那の所謂民黨の一部人士はまさしく支那に來りて又もと争亂を起し、袁氏に反抗せんとす。又た或は説をなして曰はく彼等の某々は既に上海に來りて策劃しつゝあるなりと、夫れ果して此の如き事實ありや否や我等は私に思ふ、此の如きは全然風聞に過ぎずして事實有るべからざる事なりと、何が故に之を云ふか、蓋し我等自から説なすにあらず。今日支那の現状を見るに世界の列強は支那に争亂あるを欲せず、支那の列強は支那に争亂を希望して止まず。に平和あらん事を希望して止まず。加之に支那人自身も兵亂を欲せず。寧ろ如何に高價なる代金を支拂ふにせよ。平和あらん事を希望して止まざる也。此の如き際に争亂を生じしめんか何ぞと雖も民心を得る能

はざるなり、民心を得ざるべきを必
して而して事を起すが如きは近頃者
流の爲す所なり、彼等日本に在る亡
命客が所謂第二次の革命に於て失敗
せる主要なる原因の何たるを思はば
此の際再び輕舉事を起すが如き事を
思ふ能ざるなり

日本帝國は今や支那の當局者と外
交的關係を有し居るのみならず、日
本に在る支那亡命客をして何等の
陰謀等をなさしめず、單に亡命客の
生命と財産の、安固を保障するのみ
なるを公言し居れるものなり、故に
日本帝國は、彼等亡命客が此の如き
事をなす場合には、彼等をして最早
日本に滞在せしむるが如きなかるべ
きなり、我等は個人として云ふもの
事をもなす能はずなど、彼等ものに
あらす、我等には此の如き事は元來
沒交渉なればなり、たゞ事日本に關
する以上、我等は茲に之を明言し置
くべきなり、日本は國
命客の運動を助長せしむるものに非
ざるなりと、

支那に於ける事情已に亡命客をして事を起さしめ得べからず、日本も亦た國として彼等の運動を助長せず、加之に揚子江一帶の地方は勿論す、上海附近の如きも現政府の爭亂を未前に妨遏するのにつきあらゆる手段を講じ、頗る嚴重なる警戒を加へ居れり、此の如くにしてなほ且つ爭亂はあり得べきか、否之に止まらざるなり、今支那に於て事を起す必らずや多くの資金を要するは前二回の爭亂に於て明白に示されたる所なり、而して此の資金は何人とも雖も不生産的の目的の爲めに成功不成功が不明確なる仕事の上に投ぜらるゝ事なきなり、正義か邪道か此の如き題目の下に爭ふには支那の一般社會はあらゆるもの、例へば一般の社會は實に兵力あり、金力ある者の下に征服せられつつあるなり、たゞち一たび

此の如き事情の下に征服せられ屈從しつゝある國民は他の兵力あり、強力ある者にして今の力よりも強くなるもの来る場合に更らに之に従ふの國民たるを知るの要あるなり、故に永く此の如き國民を制御せんとせざるは兵力、金力以外の力以て之を心服せしむるの方策なかるべからず、往々に泰西の文物を口真似したりさて支那の天下は取れるものにあらず、到底支那の天下は德教の下に於てのみ最も堅實に取られ得べきを思ふ、而して德教の下に天下を取るには自から絶を天下に示さるべからず、これ第一の要件なり、これ支那の爲政家の有すべき第一の要件たるを忘るべからず、

我等は今の支那の現状に見て第三次の革命を豫想し能はず、然れども無謀なる人の出で來りて何やれるか如何の如きを斷言するものにあらず、たゞそれ道理上此の如きを豫想するべしと云ふのみ、

強の等しく認識する所に係る、而し此の如きは又た世界列強の希望しつつある所だるを失はざるなり、而して支那の爲政者は出来る丈將來に於ても爭亂を未前に妨遏し得て始めて列強よりの信用を得べく、更に進みて支那の德政を維持し、天下を歸する所を知らしめ、而して支那も國力を充實せしめ得るの階段を作らざればなり、否らざれば支那には第三次のみならず、幾多の革命的爭亂は續出し、終に其の後を善くする事倍困難となり、而して支那人の支那を支配する所を知らしめ、而して支那人の手より離さん事に盡るべきなり、豈に思はざるべけんや

碌令錄

▲支那人は自分たちに都合のいい事
があれば、何處迄もつけあがるのが
常である ▲上海の居留地内て支那の
探偵は活動せしめたとい、ミュニシ
ルにカウシシルに交渉した、抑も居
留地内は外國人の治外法權を享有し
居る所て、各國領事團の承諾なしに
は何にも出來ぬ所である ▲支那人が
安心して居住し得られる居留地は支
那人が文明の餘德に浴して、其の生
命財産が安穩に保たれるからである
▲支那の官憲の爲め勝手な真似をさ
すは良くないと云ふ

ある、これがやる丈の事をやればよい。支那の官憲もこれよく打合せてやる事だげをやればよい、然るに於ては勝手な真似をさしてたまつたものぢやないか
▲居留地内には相當の機關がある、此の居留地内で自由行動を試みたいと来るから恐れ入る▲居留地の當局者も既に之を拒絕した、但文律師も居留地内に支那官憲の手を出す事に反對して議論して居る、頗る同意感である▲今日の支那に於ては法律的に他人の病氣を頭痛にやむなどは愚の骨頂である▲世間には此の邊のものゝ感事のわからぬ連中が随分ある、感情的に他人の事を自分の事の如くにやいやい／＼する間に自國の事が凡そ大に思はざるべけんやである、まづ害を篤と考ふべしである



橫濱正金銀行
營業部二七四
輸入部三〇〇七
支配人席三〇〇三
電話

本支店及出張所



臺灣銀行

支配人 江崎 眞澄
電話 營業部(二六五)
支配人席(二三二)
諸事精々御便宜相圖可申、
御用ノ御方ハ支配人席へ御
電話被成下度候

るが政に實際の母たる理想を閑却
事物に對しては是非によりて判斷
するよりも利害によりて判斷するこ
とを知らざるべからず蓋し辛亥

以上に述べた點を以て、餘餘として、
 得たる斷案なるが更に其現在と事實によりて判斷するに今の處一と
 して新思想を吸收するの資格ありと
 思はざるなり然し我々學政界を根柢として論ずるものにして我等の所論は支那の實情を離れざるなりを以て、

に動くを願へる有様なれば升、馬に於て一朝事を起すの日は西北の禍亂の起るは勿論實に全國の禍亂なりとす

に於て今や升、馬も共に望望として

の際還かに鉅艱に膺るを欲せざるものも只孝定景皇后の付託と全國人民民の交托とを以て已を得ず勉めて其の難を去るに可なり、困苦窮乏人の堪へざるを憂ふ

▲馬安良は甘肅に起ち▼

馬に起すの日は西北の禍亂の實に全國の禍亂なりと馬相共々望望して出

の際遽かに鉅艱に膺るを欲せざるも只孝定景皇后の付託を全國人民の交推を以て已を得ず勉めて其の難を任かり、困苦險難の事々

日清汽船

京、倫敦、紐育、漢堡、濠州、

京、倫敦、紐育、漢堡、濠州、

に非ず、克く新基を築めばは仍ほ故土に歸らん事を冀ひしに時勢を迫り慫慂今に至り、意はより升允は大概の如く、徒らに私謀を從事し遊離して座席に往き來りて復た舊庫倫は民國成立の後に獨立せるに非らず、乃ち皇室の未議以前に獨立せり、其の獨立宣布の文は滿清を特りて餘力を遣さず、升允並に聞見無からん、乃ち云ふ庫倫に附きて恢復を圖るを此の爲めと爲す者、其の軍機を傳へて件を通報せり、其の文内に謂ふ庫倫は舊條約の專權に現に侵蝕され、皇族の國工事を如何に改良し即日安んぬの典禮を行はんとし清室の内幕府亦宣せざるを、何ぞ密りに漏洩を加へ誣謀横暴する事を得ん、愚に假託して轉じて兵禍を誘ひ、萬一生變を煽惑し漢滿復た惡感を増さば皇室に危害する何ぞ設想に堪へんや、徒らに民國の公敵たるのみならず抑も且つ滿族の罪人たり從茲報に據るに升允の意は破壞を圖るに在り、本と直ちに究議をすべき者なるも姑く其從前久しく在官し剛腹性を爲すも尙ほ味久しの比すべしに非らず、或は一時の疾妄せる者罪を悔ひ自新するに難からず、乃ち竟に書札を宣布し内親を誣り始終執迷するは頗るがに故意に民國を破壞するものなり、特に京外文武各官及び漢滿同職人員に宣示す、升允の文字を接受せし各地方は務めて各平安を保ち擁護せしめ、母れ、倘し升允にして自ら改後せば本總統は必らず曲けて優容を與へん、若し仍ほ惡を怙みて倭慢を爲し即ち各地方官に命じて嚴に拿辦せしむ云々

由此觀之は升允と馬安良の聯絡して前朝恢復の爲めに起るは事實と見るを得る、其に袁が隆裕太后に託して如何に自己を辯疏せるかを知るを得べし、今や湖北の健兒は鐵馬驅馳して長城に殺到し京外各省又變態頻りなるに馬安良の升允と呼應し三百萬回民の後盾を得て遠く關上に擡起せる又甘肅大患なり、論者或は曰はん、甘肅は京師の後援なれば、以て天下を抗爭するに足らずんや、前朝の恢復をやと、是れ甚だ合理的の言なり、雖も俄かに此を以て現代の支那國民を律す可からざるなり、顧みるに革命以來國民は共和政府の爲す所を省に所期に反し、其の恩恵に沾るのみならず、騷亂惡政相次ぎ、國民は常に搖動不安なるを以て已に共和の治道に非ざるを悟り前朝を思ふ者漸く多きに至りたるは、事ふ可からざる事實とす、政府にして若し討虜方略を誤らなく、時局の將來蓋し設想に堪へざるなり、是れ袁政府が特に臨時會議を召集し段陸軍總長を急遽南下せしむるに袁が衷心仲々とて升允に對し又勉めて前朝の人物を羅致する所以とす、當地の新開報は升允の事を論し西北の形勢に言及して曰く

近日常兵南下の警報有り、而て升允は又前朝恢復を名として馬安良と勾結し朔方之に因りて震動す、此れ固と尋常の邊患として視る可きに非らずなり、升允は恢復の名を借りて祖國の舉を遠近に煽惑、強硬に依頼す、假所の名義は今日の時勢に適用すること能はざるも、其の煽惑の端を先きは内は宗社黨を以て團結の心を堅くせしめ、外は友邦の猜疑を啓き干渉の漸を開かん其の志は志小ならずや、前清の例を、や三十二年、三十六歳の衆、督撫十餘人ありし、一人の勤王を唱ふる者有るを聞かず、而て内宗親外親藩の一族すら入衛せる者有りしを聞かず、取調の時を聞かず先つ逃れ奇士之士は城を棄て去り土の叛に殉て死者あるを聞かず、獨り升允は孤軍を以て起る半道にして折回し資志未だ伸びざりしも倔強の士に非らずと謂ふ可からず、今又外蒙の兵を誘ひ復た恢復の義を唱ふ此れ英三桂、及び石敬瑭の前身を爲すもの升允の愚なるのみ、外國に結び強援を有し死するも變らざる志を有す、此等窮寇の鋒は當るべからず、此れ大に畏るべし、若し夫れ外蒙も亦奮るに足らず其財力が中國一省賦に敵せざるも露人の後盾を爲すれば必ず討たれざるの心あり、此れ怒兵なら怒兵の氣は犯す可らず、此れ大に懼るべし

從來窮寇を禦ぎ怒兵を制するは實力に在りて空言に在らず、升允の機文を傳布せる之を不問見付き自生自滅に任かざるべし、總統は今回降せる命令に考定(降虜臺)の號召を引きて煽惑の口實を杜け人心の擾動を靖めんとす升允は必死の寇なり、降定無ければ未亡人散放の詔に或は義勇士復讐の師を止むる事を得ん、今は袁政府に於て命に無き況んや升允は世臣僕ならず豈に未命に退かんや、此の人心を思ふに當り此の令を降さざれば人民は幾ぞ升允あるを知らざるに此令ありし後一般に升允が兵を借りて恢復の事を知らしめり、此れ反革命を以て機文を傳布し此の事を人民に宣せざるなり、對し我等は今日に於て此の如く日本の貿易が上海に於て發展せるの理由として、日本商人自らが發奮勸勵の結果に外ならざるものとなすものなり、故に若し日本の當局者なり、日本の公衆が更に對支那貿易の上に多くの注目を加へ、之を獎勵する事をつとめ、且つ又た日本の金融機關が之に對して出来る丈の便宜を今日よりも以上に與へたりとせよ、我等は既に本篇を記述して久しかり、故に茲に筆を擱き又た其の後の上海貿易を記する事とすべし

再び地方官制案に就て
▲制度にあらず政略に出づ
我等は前號を以て廢省設州案の内容を容之に對する袁總統の變更意見を叙述し且つ當地の輿論をを紹介したるが去十一月の北京電報によれば袁總統は州を設くる代りに道を存し之を前清時代其儘と傳へたり、之に當りて見れば所謂廢省設州の地方官制は全く骨抜き然らざるものに過ぎず、改めざるも何等異なる所なきなり
支那は財政問題を除きては地方官制問題を以て第一とせざるべからず而かも此問題が地方を治むるを目的として發案せる制度にあらずして凡て政略に出で居るに至りては我等の尤も非難せざるを得ざる所なり、看よ國も共に二分の一パーセントの減少を見る間に獨り日本のみは、一割五分より一割八分即ち三分の増加を示したるなり、此の一事は我等の讀者と共に慶賀すべき所なり、而して我等は今日に於て此の如く日本の貿易が上海に於て發展せるの理由として、日本商人自らが發奮勸勵の結果に外ならざるものとなすものなり、故に若し日本の當局者なり、日本の公衆が更に對支那貿易の上に多くの注目を加へ、之を獎勵する事をつとめ、且つ又た日本の金融機關が之に對して出来る丈の便宜を今日よりも以上に與へたりとせよ、我等は既に本篇を記述して久しかり、故に茲に筆を擱き又た其の後の上海貿易を記する事とすべし

三菱公司上海支店

電話 二九一〇 二九二〇 二九三〇 二九四〇 二九五〇 二九六〇 二九七〇 二九八〇 二九九〇

上海九江路A壹號 電話 貳〇六六 貳六六

栗生洋行

經理 川岸 藤太夫

諸公債株式定期現物買賣有價證券信託取扱

華總董 朱 葆三
華經理 李 健方
副經理 周 健吾
買辦 李 匯東

上海九江路A壹號 電話 貳〇六六 貳六六

尙に當地の某新聞は此地方官制案に對し、尙革命後視て民心を失するの媒とならざるも、保し難し、安邦は前車の覆轍に鑑み、之につき宜しく慎重に出て君主政體を改めて共和を爲せざる必要なるもの、政の要は實力にありて形式にあらずと論評したり

尙に當地の某新聞は此地方官制案に對し、尙革命後視て民心を失するの媒とならざるも、保し難し、安邦は前車の覆轍に鑑み、之につき宜しく慎重に出て君主政體を改めて共和を爲せざる必要なるもの、政の要は實力にありて形式にあらずと論評したり

尙に當地の某新聞は此地方官制案に對し、尙革命後視て民心を失するの媒とならざるも、保し難し、安邦は前車の覆轍に鑑み、之につき宜しく慎重に出て君主政體を改めて共和を爲せざる必要なるもの、政の要は實力にありて形式にあらずと論評したり

尙に當地の某新聞は此地方官制案に對し、尙革命後視て民心を失するの媒とならざるも、保し難し、安邦は前車の覆轍に鑑み、之につき宜しく慎重に出て君主政體を改めて共和を爲せざる必要なるもの、政の要は實力にありて形式にあらずと論評したり

政治會議の今後

政治會議の出現は國會運命の存亡に關するを以て少くも世人の注目を受けるに拘らず、誰れも此機關の將來に對し、的確に斷案を下すものなきは、益々我等をして不可解の域に迷はしむる譯なるが、我等は之に關し漢字新聞に現はれたる記事を參照し其由來及現狀を紹介すべし

▲名稱の變化 此會議機關の前身は我等の屢報道せる如く、施政方針後に出現したるものにして當時之を地方行政會議と稱し、各省自行政を爲し、施政方針を實行するに不便なりとの理由を以て各省より委員を召集し中央との疎通を圖るにありたりと稱せし然るに其後に至り此機關には中央の性質を含有するとして地方の二字を削除して單に行政會議と改稱せしが、是れ當時八省數かりし如く國會に代るべき機關なりとの疑を生せる結果一、陸軍部のもの、軍區案、常備兵額案、徵稅手續案、移民屯田案、海軍部のもの、海軍學校擴張案、軍艦建造案、軍港修理案、工商農林部のもの、各省鐵道布設區域案、東三省森林案、華僑優待條件、各省礦區開掘案、一、參謀部のもの、邊防軍事有置案、陸軍戰事計畫案

▲各委員の姓名 總統より派遣すべき委員八名、中目下在京せるもの四名あるも、李經羲、梁敦彥、樊增祥、馬良等就任すら尙は不明なりと稱するも、這是別として袁總統及各部派遣の委員姓名を左に掲ぐべし尙は各省委員に至りては入京せるもの僅かに其半にと達せざる由なれど漢字新聞の報道せる最後の確定委員と稱せざる、姓名は左の如し因みに此等委員は本日袁總統に謁見すべく國務院にては接待員八名を派し此等委員を週施することと決せり

▲大總統特派八名 李經羲、梁敦彥、樊增祥、蔡鈞、國務總理 馬良、趙惟熙、楊度、方樞、吳貫因、各省特派員一名宛

▲外交部 陳鼎卿、▲內務部 顧鰲、▲財政部 吳乃琛、▲陸軍部 徐樹錚、▲海軍部 王崇文、▲司法部 余紹宋、▲教育部 許壽棠、▲工商部 夏敬觀、▲農林部 劉觀、▲交通部 陸夢熊、▲大總統派員二名 汪義芝、姚震

▲藏蒙事務局派員七名 阿穆爾璽主、貢桑諾爾布、那彥圖、塔旺布魯克、根札勒頓丹、增諾爾布、汪贊桑布、厦仲阿旺益喜

▲江蘇 沈銘昌、▲河南 王印川、▲福建 方兆鼐、▲劉佑崇、▲廣東 周易、▲蘇乃錯、▲廣西 王恒晉、▲白常潔

湖南 見允昕、周大烈、解散せしめたり、是れが結果、政府は一時權宜の策として中央政治會議を召集し、政府の欲する行政會議を自己に都合よく政治を行はんとせしめ、國民黨の破壞に少なからず人心を動搖せしめ、更に國會無形の解散は國內の穩健分子は固より外國人を以て共和の實際に反するものなりとし、多少の非難を惹起せしめたるを以て、其の後政治會議は其の職權を改善して立法に關與せざるを聲明するに至らしめたり

其の眞疑は判明せざれども兎に角中央政府は斯くの如く政治會議の立法に關與せざるを聲明せり、然るに地方各省に在りても政府が國會に困難を嘗めしが如く、地方省議會に同様の困難を嘗めたるを以て袁氏の勢力の盛なる今日之を迎合せんとするもの族出し、地方に於ても中央政治會議の要に依り省議員の法定人數に足らざるを名とし省議會を改め乃至は別個に、各省地方政治會議なるものを組織せんとするものあるに至り、而して今日迄此を發議せる省は江蘇、江西、湖南、河南の諸省なり

或は云ふ此等各省議會には政府の反對黨も多かりしによりて之を驅逐せんが爲め政府より各該省に意を含め、地方政治會議を組織せしめんとするなりと、右は早くも政界の一問題として贊難の議論に喧すしきものあり、左に當地に在る某政客の本件に對する意見を揚げん

今夏第二革命以來反對即ち國民黨の沒落は當然の結果として袁派の勢力をして地方否々全國を掩有せしめたり、從來各省議會(國會も同様)に於ては國民黨優勢なりしを以て袁派が代りたる以上、往時國民黨が跋扈せるのまゝの省議會を置くは袁派に對りて都合惡しき

古河合會社上海支店
北京路第三號
電話二一六九

礦物分析所
ハスケル路
第三十九號

今般上記の處に分析所
新設仕り専ら礦石分析
及び礦山鑑定の貴需に
應じ可申候

營業種目
●輸入 綿糸 綿布 雜貨
●輸出 棉花 肥料 綿織麻布

紅伊藤洋行
上海福州路十五號
電話三三九八

紅伊藤洋行
漢口湖北路十九號
電話二二八八

本支店
大阪、神戸、京都、東京、一之宮、京城、上海、漢口、馬尼刺

○生

漢口だより
中支那の富源を控へたる吾漢口は、時に消長なきに非ざるも、商務極盛の適恰なる條件を具備する處と雖、存存留留商民も次第に増加し大小商店の繁榮は散て他の地方に比して遜色なく、と存せられ候に、十數の有力なる商店であり、幾十萬の取引行はれ、ながら居留商民共同の利益を協同の機關例へば上海に於ける日本實業協會の如きものなきは甚だ遺憾なる事に候はず、是れ一に大小貿易商の取扱ふ商品の餘りに似通へるにより互に秘密の漏洩を恐れ候爲めか、と存せられ候共同一致して眼前の敵に當るべきにかくては餘りに短見に過ぎたりとて心あるものは常に殘念がり居り候處、近時支那商人は日本商店を壓迫するに會館若しくは公所の名を以てし、彼れは團體の力により我は即ち然らず、今秋に及び誰れ云ふも、共同機關設立の必要を感じ、個人商店だけにても協同しては如何、而して日本商人全部を網羅するに、とてかく一會を組織せんと九個の個人商店に相協かり漢口日本實業同志會と云ふを起し、申候昨十八日芳澤總領事を始め、日清漢口正金等の支店長を招待し、盛なる發會式を舉げ候、後總領事館より關稅問題に關する重要な質問あり、一致協力して研究を遂げ候報告は頗る有力なる資料なりとて總領事より賞賛を受け候、由會場は各商店の多く散在する英租界の一馬路と二馬路の間に御座候、切に同會の發達を祈り候、十一月十九日

○浦信鐵道會辦任命
督辦は已に沈雲沛と確定したるが猶、數人の會辦を任命する等に、適任者な物色中なるが、王揖唐等は、其候補者として數れ居り

○安正鐵道の其後
安正鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○漢口湖鐵道
本漢湖より太子河上流の牛心臺に至る、輕便鐵道十四哩は、支那人の名義にて工事を進め、鐵道の敷設に従事しつゝ、なれば開通の日は遠きに非べしと云ふ

○蘇路公司の株主會
本月一日當地に開かれ、國有後償還法に關して、五年十五回に分ちて償還し、毎回の抽籤に附せず、各株に均分する事に決定せり

○鑛山條例草案
工商部員張欽歐は、鑛法參考書一書を著したるが、張案を採用し、鑛務監督署を中央に置き、地方に分區を置く、最も鑛物に富める地方より、先づ四區とす、一區は湖南湖北、二區は直隸山西山東、三區は東三省、四區は雲南と定むべしと云ふ、鑛山法案の要點を、鑛以上十方里を限り、其他の各鑛は五十畝以上、五方里を限り、とす、鑛區内に二個以上の鑛業及附屬事業を設くるを得ず、賃金を給し、他人の土地を使用するを得ず、試掘の期限は二年とし、其時採得したる鑛物は許可を得て發賣又は消費すべし、本法に従て納税すべし、鑛區と鑛權と形狀は、得税は一定の期限内に訂正する事を得、但期限を越ふれば之を許さず、しに前回の許可を取消す、鑛業權は許可の後正當の理由なくして一年内に開工せざる時は、又は途中停工一年以上に及び、又は違法濫納ありたる時は、皆取消す、鑛質は三類に分ち、第一類の鑛區は、毎畝一石は免稅、第二類の鑛區は、毎畝一石の税を課し、第三類の鑛區は、毎畝一石の税を課し、鑛產は產地の市價年稅五分を徵す、第二類の鑛區は、年稅五分、鑛產は市價百分の一、年稅二分に分ち、納稅す、砂金砂銀砂錫砂鐵の、低底にあるもの、百尺に就て一角を定む、探鑛權者は、毎年十方里以前に、年費の計畫を繪圖圖說して、鑛務監督署の審定を受け、施工すべし、鑛業事務所は、鑛部定方式に倣ひ、坑内實測圖及職業圖を備へ、副本を作りて、鑛務署に届出づべし

○鐵道彙報
○濟漢鐵道之露國
露國は北滿に五大鐵道の敷設權を要求中なり、該地方は人口稠密にて經營に困難なるを以て、先づ齊齊哈爾より洮南府に至る一線を別に要求し、洮南四平街綏化工後の日本の經濟的發展に對抗するの策を立て、併て齊齊哈爾愛理鎮の先鞭となさんとす、と傳へらる

○北滿鐵道之日本
哈爾濱より綏化を経て呼蘭に至る鐵道五百支那里は、露人の要求する所なるが、支那人は之を抵制せんが爲め、日本より借款する事、運動中なり、又ハ爾濱より海倫に至る輕便鐵道は、天津商會齊理華辛甫等株式會社集中して募集を、哈爾濱本領事は、寧と商議して募集を中止せしめ、日本より借款せしめんと、運動中なり、と支那新聞に見えたり

○鑛山條例草案
工商部員張欽歐は、鑛法參考書一書を著したるが、張案を採用し、鑛務監督署を中央に置き、地方に分區を置く、最も鑛物に富める地方より、先づ四區とす、一區は湖南湖北、二區は直隸山西山東、三區は東三省、四區は雲南と定むべしと云ふ、鑛山法案の要點を、鑛以上十方里を限り、其他の各鑛は五十畝以上、五方里を限り、とす、鑛區内に二個以上の鑛業及附屬事業を設くるを得ず、賃金を給し、他人の土地を使用するを得ず、試掘の期限は二年とし、其時採得したる鑛物は許可を得て發賣又は消費すべし、本法に従て納税すべし、鑛區と鑛權と形狀は、得税は一定の期限内に訂正する事を得、但期限を越ふれば之を許さず、しに前回の許可を取消す、鑛業權は許可の後正當の理由なくして一年内に開工せざる時は、又は途中停工一年以上に及び、又は違法濫納ありたる時は、皆取消す、鑛質は三類に分ち、第一類の鑛區は、毎畝一石は免稅、第二類の鑛區は、毎畝一石の税を課し、第三類の鑛區は、毎畝一石の税を課し、鑛產は產地の市價年稅五分を徵す、第二類の鑛區は、年稅五分、鑛產は市價百分の一、年稅二分に分ち、納稅す、砂金砂銀砂錫砂鐵の、低底にあるもの、百尺に就て一角を定む、探鑛權者は、毎年十方里以前に、年費の計畫を繪圖圖說して、鑛務監督署の審定を受け、施工すべし、鑛業事務所は、鑛部定方式に倣ひ、坑内實測圖及職業圖を備へ、副本を作りて、鑛務署に届出づべし

○鑛務公司の新設
奉天張作霖、鐵礦等鑛業會社を發起し、奉天省内外未發の鑛山二十餘處を開採する目論見にて、已に二十萬圓の資本を募り、りて事業の發展につれ、資本額を増加する豫定なるが、外資は一切流入せざるべしと

○鑛務公司の新設
奉天張作霖、鐵礦等鑛業會社を發起し、奉天省内外未發の鑛山二十餘處を開採する目論見にて、已に二十萬圓の資本を募り、りて事業の發展につれ、資本額を増加する豫定なるが、外資は一切流入せざるべしと

○鑛務公司の新設
奉天張作霖、鐵礦等鑛業會社を發起し、奉天省内外未發の鑛山二十餘處を開採する目論見にて、已に二十萬圓の資本を募り、りて事業の發展につれ、資本額を増加する豫定なるが、外資は一切流入せざるべしと

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

○瀋陽鐵道の其後
瀋陽鐵道は、曩に國民黨の失脚と共に交通部より其敷設權を取消され、創立事務所も解散を命ぜられたるが、此頃北京天津漢口九江等に居住する同鄉人間に同省復活の議起り、均しく當地に居留同郷人に通告し、中輟の原因及び之を維持する方法等に關し照會し來る、より當地安徽人は會合を催し、袁香南を總理に、安徵鹿性甫を代表として、安徽に赴き、倪都督に面謁し、陳情書を提出する所あり、しに都督は四日出發京に向へる後、なりしを以て暫らく、李司長に面會し、陳情する所ありたり

敬號は開店以來五拾有餘年に相成り品質の優秀と價格の低廉なることを以て内外人士より多大の御愛顧を蒙り居り候既に去る西曆壹千九百拾年白耳義國ブラッセルに於て各種の織物會開催の節は敝號よりも各種の織物類を出品致候處左掲の如き優等名譽褒狀を受領仕候以來業務の發達と共に貴國の當地在留各位より一層の御引立に預り候段奉深謝候目下敝國各種織物の原價も一般騰貴致居得共今後は現金販賣に致し從來の通り價

上海老九章綢莊得



萬國大博覽會
優等名譽褒狀受領

西曆壹千九百拾年
白耳義國ブラッセル

實萬城京時利比

格低廉にて御取引申上候のみならず品質も精選の上不拘多少御用命に應程偏じ申候間不相變御愛顧御引立のに奉願上候

支那產各種吳服商

老九章吳服店

支配人 呂 葆 元

上海英界棋盤街五〇二番
電話三一六九番

老九章支店

天津日本租界旭街

●醫療用藥品●
●醫療用器械●
●醫療用繃帶材料●
●理化學用藥品●
●工業用藥品●
●玻璃藥瓶各種●
●諸大家賣藥各種●
●美容化粧品各種●

諸大藥房

廉價販賣

電話一五二六

濟生堂藥房

角路文

●醫療用藥品●
●醫療用器械●
●醫療用繃帶材料●
●理化學用藥品●
●工業用藥品●
●玻璃藥瓶各種●
●諸大家賣藥各種●
●美容化粧品各種●

諸大藥房

廉價販賣

電話一五二六

濟生堂藥房

角路文

歐亞聯絡最捷交通線

◎急行列車ハ最新式ノ一、二等
寢臺車及食堂車ヲ聯結致居候

○大連長春間急行列車

大連發 月、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
土曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行

長春着、火、木、日曜日午後六時五十分

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 日、火、金曜日午後九時五十分

安東發 月、水、土曜日午後四時四十分

長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

大連着 同 午後十時二十分

上リ

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時

奉天發 同 午後二時四十分

釜山着 火、木、土曜日午後七時五十分

◎大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航
路汽船ニ接續致候

歐大	亞連	間	行	程
哈爾濱	莫斯可	聖彼得堡	伯里迄	倫敦
二十四時間	十日間	十一日間	十二日間	十二日間

鐵道旅館

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ

設備完全 食物精選

大連市外星ヶ浦ニハ海岸はてるアリ

大連上海航路

使用船

神戶丸 九二八七六噸

兩船共船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午 上海着土、月曜日午前

上海發月、水曜日午前 大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繋留

速力 神戶丸 九十九海里航海時間三十一時間
神戶丸 九十四海里航海時間四十一時間

撫順炭

大連、營口、天津、芝罘、

上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常

ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

(MANSEN)號略報電

(YAMATO)號署報電

南滿洲鐵道株式會社

町樂有區町麵市京東 社支○ 町園公東市連大 社本○

(MANTETSU)號略報電(番九一二連大)金貯替振